

今回は イオンモール各務原での自転車条例啓発イベント参加 の報告です。

◇ 自転車条例とは・・・

岐阜県では、令和4年10月1日より完全施行され、自転車損害賠償保険等への加入の義務化、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

◇ イオンモール各務原での啓発活動

令和4年10月30日（日）にイオンモール各務原にて各務原西高等学校書道部の皆さんと本校 MS リーダーズ、自転車ヘルメット着用推進リーダーの生徒とともに自転車条例啓発イベントに参加させていただきました。

※自転車ヘルメット着用推進リーダーは、県より任命された生徒が、ヘルメット着用を呼びかけ、交通安全に対する意識向上をめざす活動をしています。

代表者2名が高校生における自転車交通事故の実態を生徒自身で作成したPowerPoint資料を用いて発表を行い、自転車条例の周知徹底をするとともに、本校で活動している内容も伝えることができました。

また、各務原西高等学校書道部の皆さんの交通安全に関する素敵なパフォーマンスも拝見しました。

最後にチラシをイオンモールに訪れたお客様に対して配布し、自転車条例に関する呼びかけをしました。



◇ 自転車啓発活動を受けて 生徒の感想

大勢の人の前で話すという経験が今までになかったのでとても緊張しましたが、自転車条例啓発イベントに参加できて良かったです。私たちも交通安全を見直すきっかけとなりました。